

大阪音楽大学短期大学部学則

文部省校管第183号認可：1951年 3月 7日

最近改定：2026年 4月 1日

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きを置く短期大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 1 条の2 本学は世界に広がる音楽文化を広量な精神をもって理解、摂取し、時代に先駆けた創造的、実験的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、幅広い人間力と専門性を備えた人材を育成するため、次の各号に掲げる事項を教育目標とする。

- (1) 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術・学問を身に付けた進取の精神を持った人材の育成
- (2) 知性と洞察力をもって、変貌する社会や音楽に積極的に関われる人材の育成
- (3) 時代に先駆ける進取の音楽性を核とした豊かな人間性によって多くの人々から信頼を受け、社会を牽引できる人材の育成
- (4) 変貌する音楽の現在や未来の可能性を伝えることができる教育能力を備えた人材の育成

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学科の組織

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。
音楽科

第 3 章 入学定員及び収容定員

(学生定員)

第 5 条 学生の学科の入学定員並びに収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
音楽科	50人	100人

(専攻科)

第 6 条 本学に専攻科を置く。専攻科に関する規則は別に定める。

第 4 章 修業年限、学年、学期、授業期間及び休業

(修業年限)

第 7 条 本学の修業年限は2年とする。ただし、再入学・転入学した者については、再入学・転入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(長期履修学生制度)

第 7 条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2. 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(学年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第 9 条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第 10 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 11 条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第 12 条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日曜日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
本学創立記念日	10月15日(日曜日に当たる場合はその翌々日の火曜日を休業日とする。)
夏季休業	7月26日から8月31日まで
冬季休業	12月23日から1月7日まで
春季休業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

- 第 13 条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の審議を経て学長が臨時に休業日とすることがある。
2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の審議を経て学長が臨時に授業日とすることがある。

第 5 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍、復籍

(入学の時期)

- 第 14 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 15 条 入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 文部科学大臣が定めるところにより、本項第1号又は第2号と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ハ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - ヘ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学し、他大学に入学した者であつて、本学において本学の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ト 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学願)

- 第 16 条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

- 第 17 条 第15条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。
2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

- 第 18 条 入学を許可された者は1名の保証人の誓約書を提出しなければならない。
2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原

則として日本に在住し、本学において適当と認めた者であることを要する。

3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

第 19 条 第17条及び第18条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

第 20 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学、転入学)

第 21 条 本学を退学し再入学を希望する者、又は他の短期大学あるいは大学より転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2. 再入学・転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料及び在籍料の額は当該年度における当該年次の納入額とする。

(休学、復学)

第 22 条 疾病その他の事由によって欠席が2ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。

2. 休学しようとする者は、その期間及びその事由を付して願い出なければならない。
3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。
4. 留学のために休学するときには、届け出なければならない。

(休学の期間)

第 23 条 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに1年を限度に期間を延長することができる。

2. 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

第 24 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書又は理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、又は休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 25 条 退学又は他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍、復籍)

第 26 条 本学の学生で次の各号の一に該当する者はこれを除籍する。

- (1) 修業年限の2倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
- (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者

(3) 1年以上行方不明の者

ただし、第2号に該当した者が未納の授業料・施設費を納入した場合、復籍を認めることがある。復籍に関する規則は別に定める。

(裁定)

第 27 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・休学・退学・転学の許可及び入学の取り消し・除籍・復籍に係る決定は、学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 28 条 本学を卒業するためには下記を含む62単位以上を修得することとし、その他本学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

一般教育科目	7単位以上
外国語科目	2単位以上
保健体育科目	1単位以上
専門教育科目	38単位以上

2. 前項の62単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計4単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 29 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

音楽科	中学校教諭2種免許状(音楽)
-----	----------------

(授業科目等)

第 30 条 第1条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

- (1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第Ⅰ-(1)に定める。
 - (2) 中学校教諭2種免許状(音楽)の授与を受ける場合の教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位数は別表第Ⅱに定める。
2. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位算定基準)

第 31 条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上

の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ第1号から第3号の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

- (6) 科目において、授業時間外に必要とする学修の量及びその教育効果を測り1単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とし、実験・実習・実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2. 卒業研究・卒業制作・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

(授業の形態)

第31条の2 授業は、講義、演習、実習、実験若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

第 7 章 単位の授与、認定及び学習の評価、卒業及び短期大学士の学位授与

(単位の授与)

第 32 条 一の授業科目を履修した学生に対し、学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。ただし、卒業研究・卒業制作・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の短期大学又は大学等における授業科目等の単位修得)

第 33 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の短期大学又は大学等における授業科目（科目等履修及び特別の課程（履修証明プログラム）を含む。）の履修により修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
3. 第1項及び第2項の基準は別に定める。

(前条以外の教育施設等における学修)

第 34 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学等における授業科目（科目等履修及び特別の課程（履修証明プログラ

ム)を含む。)の履修により修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
3. 前2項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。
4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(成績評価基準等の明示)

- 第 36 条 学生に対して授業の方法及び内容並びに授業計画をあらかじめ明示する。
2. 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
 3. 成績評価は、試験及び平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(卒業の認定)

- 第 37 条 2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。
2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位授与)

- 第 38 条 学長は本学を卒業した者に対し短期大学士（音楽）の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は、別に定める。

(学籍の失効)

- 第 38 条の2 本学において短期大学士の学位を得た者はその学籍を失う。

第 8 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料

(授業料等納入の期日)

- 第 39 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。
2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止（受験停止を含む）を命ずることがある。

(授業料等の金額)

- 第 40 条 授業料・施設費・入学金・教職課程履修料、在籍料及び入学検定料の額は別表第三－(1)に定める。
2. 第29条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第三－(1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

- 第 41 条 既納の授業料は第42条による場合を除き、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費及び在籍料)

- 第 42 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
 3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第 9 章 職員組織

(学長)

- 第 43 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 44 条 本学に副学長を置くことができる。副学長の任用については、別に定める。

(職員組織)

- 第 45 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員及びその他の職員を置く。
2. 本学に特任教員を置くことができる。特任教員に関する事項は別に定める。
 3. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
 4. 本学に客員教員を置くことができる。客員教員に関する事項は別に定める。

第 10 章 教授会

(教授会)

- 第 46 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第 47 条 教授会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 専任教授
 - (4) 専任准教授
 - (5) 専任講師及び専任助教

(招集、議長、成立の要件、定例及び臨時教授会)

- 第 48 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。
2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 教授会は定例として月1回招集することを原則とする。ただし、学長又は議長が特別に必要と認めたとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるとき、学長は臨時に教授会を招集しなければならない。
 4. 教授会の運営に当たって必要な事項は別に定める。

(審議事項)

- 第 49 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、進級、単位認定、卒業及び課程の修了

- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する次の各号の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学則の制定及び改定に関する事項
 - (2) 自己点検・評価に関する事項
 - (3) 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学長、副学長及び教員の人事に関する事項
 - (6) 名誉教授等の称号の授与に関する事項
 - (7) 他大学又は短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項

第 11 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生

(科目等履修生及び聴講生)

第 50 条 本学で開講されている授業科目の履修又は聴講を希望し、学長が相当の学力があると認めた者に対しては、当該科目の授業及び研究に支障のない限り科目等履修生又は聴講生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程及び聴講生に関する規程は別に定める。

(履修期間、聴講期間)

第 51 条 科目等履修生の履修を許可する時期、及び聴講生の受講を許可する時期は学期の始めとし、履修・聴講の期間は1年又は1学期とする。ただし、本人の希望によりその期間を更新することができる。

(履修料、聴講料等)

第 52 条 科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料、並びにその他納入しなければならない費用は、別表第IVに定める。

(単位互換)

第 53 条 短期大学設置基準第14条第1項に基づき、他の短期大学又は大学との協議により当該他短期大学又は大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第 54 条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。

2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生の準用規定等)

第 55 条 科目等履修生及び特別聴講学生に対しては、本学則の第8条～13条、第30条～32条、第36条の規定を準用する。

2. 聴講生に対しては、本学則の第8条～13条及び第36条第1項の規定を準用する。

第 12 章 留 学 生

(受入れ、送出し)

- 第 56 条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。外国人留学生に関する規程は別に定める。
2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用又は準用することができる。
 3. 本学学生で海外提携校に留学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。海外提携校留学に関する規程は別に定める。

第 13 章 公 開 講 座

(公開講座)

- 第 57 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。
2. 公開講座の実施については別に定める。

第 14 章 賞 罰

(表彰)

- 第 58 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第 59 条 本学の学則に違背し、その他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の審議を経て学長が懲戒を加える。

(懲戒の種類)

- 第 60 条 懲戒の種類は譴責・停学・放学とする。

(放学)

- 第 61 条 在学中、次の各号の一に該当する者は放学とする。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 音楽メディアセンター（附属図書館・楽器資料館）

(音楽メディアセンター)

- 第 62 条 本学に音楽メディアセンターを置く。
2. 音楽メディアセンターに関する規程は別に定める。

(図書館)

- 第 63 条 音楽メディアセンター内に本学附属図書館を置く。
2. 附属図書館に関する規程は別に定める。

(楽器資料館)

- 第 64 条 音楽メディアセンター内に本学楽器資料館を置く。
2. 楽器資料館に関する規程は別に定める。

第 16 章 学 生 寮

(学生寮)

- 第 65 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。
2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 17 章 事務組織等

(事務組織)

- 第 66 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

- 第 67 条 本学は、学生生活及び学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

附 則

この学則は、1951年4月1日から施行する。

附 則(1954年4月1日)

この学則は、1954年4月1日から施行する。

附 則(1956年4月1日)

この学則は、1956年4月1日から施行する。

附 則(1957年4月1日)

この学則は、1957年4月1日から施行する。

附 則(1958年4月1日)

この学則は、1958年4月1日から施行する。

附 則(1959年4月1日)

この学則は、1959年4月1日から施行する。

附 則(1965年4月1日)

この学則は、1965年4月1日から施行する。

附 則(1966年4月1日)

この学則は、1966年4月1日から施行する。

附 則(1967年4月1日)

この学則は、1967年4月1日から施行する。

- 附 則(1968年4月1日)
この学則は、1968年4月1日から施行する。
- 附 則(1972年4月1日)
この学則は、1972年4月1日から施行する。
- 附 則(1973年2月1日)
この学則は、1973年2月1日から施行する。
- 附 則(1973年4月1日)
この学則は、1973年4月1日から施行する。
- 附 則(1975年4月1日)
この学則は、1975年4月1日から施行する。
- 附 則(1976年4月1日)
この学則は、1976年4月1日から施行する。
- 附 則(1977年4月1日)
この学則は、1977年4月1日から施行する。
- 附 則(1978年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。
- 附 則(1979年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。
- 附 則(1980年4月1日)
この学則は、1980年4月1日から施行する。
- 附 則(1981年4月1日)
この学則は、1981年4月1日から施行する。
- 附 則(1982年4月1日)
この学則は、1982年4月1日から施行する。
- 附 則(1983年4月1日)
この学則は、1983年4月1日から施行する。
- 附 則(1984年4月1日)
この学則は、1984年4月1日から施行する。
- 附 則(1985年4月1日)
この学則は、1985年4月1日から施行する。
- 附 則(1986年4月1日)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則(1987年4月1日)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1988年4月1日)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1992年1月27日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

(大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部の存続に関する経過措置)

大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部は、改正後の学則第2条、第4条、別表第Ⅰ、及び別表第Ⅲの規定にかかわらず、1992年3月31日現在当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1994年4月1日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年4月1日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則(1996年4月1日)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅰの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金

額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。
1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅴの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

附 則(1997年4月1日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。
1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。
1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(1998年4月1日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。
1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。
1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。
1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。
1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(2000年4月1日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。
2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。
2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。
2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」(2001年4月1日制定)によるものとする。

附 則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。
2002年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

附 則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

附 則(2004年4月1日)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

2004年4月から音楽専攻(150人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則(2005年4月1日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2006年1月26日)

この学則は、2006年1月26日から施行し、2005年10月1日より適用する。

なお、本学則改正前に「準学士」の称号を持つ者及び準学士とみなされる者は、『学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)附則第3条』により、「短期大学士」とみなされる。

附 則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2008年4月1日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

附 則(2008年10月1日)

この学則は、2008年10月1日から施行する。

2008年10月1日から音楽専攻を廃止する。

附 則(2009年4月1日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本則第56条については本学則を適用する。

2009年4月から作曲専攻(10人)、声楽専攻(50人)、器楽専攻(150人)、ジャズ・ポピュ

ラー専攻(90人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

附 則(2011年4月1日)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

2011年4月から、作曲専攻(2人)、声楽専攻(5人)、器楽専攻(8人)は学生募集を停止し、在学生が皆無となった時をもって廃止する。

附 則(2012年4月1日)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

2012年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2012年6月1日)

この学則は、2012年6月1日から施行する。

2012年6月1日を以って作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻、ジャズ・ポピュラー専攻を廃止する。

附 則(2013年4月1日)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

2013年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2014年4月1日)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

2014年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2015年4月1日)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、第1条の2、第7条の2、第13条、第27条、第37条、第44条、第45条、第48条、第49条、第58条、第59条については、在籍する全学生に適用する。

附 則(2016年4月1日)

この学則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2017年4月1日）

この学則は、2017年4月1日から施行する。
2017年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2018年4月1日）

この学則は、2018年4月1日から施行する。
2018年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
ただし、第30条第1項（1）別表Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2018年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在学する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2019年4月1日）

この学則は、2019年4月1日から施行する。
2019年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
ただし、第22条第4項及び第30条第1項（1）別表Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2019年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在学する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2020年4月1日）

この学則は、2020年4月1日から施行する。
2020年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
ただし、第22条第4項及び第30条第1項（1）別表Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2020年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在学する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2021年4月1日）

この学則は、2021年4月1日から施行する。
2021年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
ただし、第33条については、在籍する全学生に適用する。
なお、別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2021年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2022年4月1日）

この学則は、2022年4月1日から施行する。
2022年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。
ただし、第30条第1項（1）別表第Ⅰ及び同項（2）別表第Ⅱの備考欄に※印の記載がある科目については、2022年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2023年4月1日）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

2023年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第22条第4項及び第30条第1項（1）別表Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2023年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在学する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2024年4月1日）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

2024年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第30条第1項（1）別表Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2024年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2025年4月1日）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

2025年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部又は大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第31条の2については、2025年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

附 則（2025年5月29日）

この学則は、2026年4月1日から施行する。

2026年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2026年4月1日）

この学則は、2026年4月1日から施行する。

2026年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在籍する者については、当該入学年度の学則を適用する。

別表第 I - (1) (第30条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学科の 名称等		授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考	
音 楽 科	一般 教育 科目	教養基礎セミナー	1	1	6単位以上修得とする。	
		コミュニケーション実践法				
		文学				
		日本国憲法				
		心理学				
		日本語ライティング演習				
		クリティカル・シンキング演習				
		音楽活動ポートフォリオ作成				
		情報処理概論				
		人権と現代社会				
	キャリアプラン					
		計	1	16		
	保健 体育 科目	体育A			1	1単位以上修得とする。
		体育B				
		1				
		計	0	2		
	外国 語 科目	英語 a I			1	2単位以上修得とする。 いずれか1ヵ国語 a I・a II 2単位を 修得とする。
		英語 a II				
		ドイツ語 a I				
		ドイツ語 a II				
イタリア語 a I						
イタリア語 a II						
英語 a III						
英語 a IV						
英語 b I						
英語 b II						
英語 b III						
英語 b IV						
ドイツ語 a III						
ドイツ語 a IV						
ドイツ語 b I						
ドイツ語 b II						
ドイツ語 b III						
ドイツ語 b IV						
イタリア語 a III						
イタリア語 a IV						
イタリア語 b I						
イタリア語 b II						
イタリア語 b III						
イタリア語 b IV						
		計				
専 門 教 育 科 目	ソルフェージュⅠ			1	38単位以上修得とする。	
	ソルフェージュⅡ					
	ソルフェージュⅢ					
	ソルフェージュⅣ					
	ソルフェージュⅤ					
	ソルフェージュⅥ					
	リズムソルフェージュA					
	リズムソルフェージュB					
	リトミックⅠ					
	リトミックⅡ					
	音楽史(世界と日本の音楽を考える)					
						2

音楽史(シヤズ)	2
ダンスA	1
ダンスB	1
ベーシック・ミュージック・セオリーⅠ	1
ベーシック・ミュージック・セオリーⅡ	1
音楽通論	1
音楽理論Ⅰ	1
音楽理論Ⅱ	1
音楽理論Ⅲ	1
音楽理論Ⅳ	1
楽曲研究	1
作曲法Ⅰ	1
作曲法Ⅱ	1
指揮法	2
合唱A	1
合唱B	1
合唱C	1
合唱D	1
副科鍵盤楽器演習Ⅰ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅱ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅲ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅳ	1
副科声楽Ⅰ	1
副科声楽Ⅱ	1
ピアノ構造論	2
ベーシック・ミュージック・エレメントⅠ	1
ベーシック・ミュージック・エレメントⅡ	1
音楽探検	1
音楽療法基礎	2
音楽療法実践	2
童謡・唱歌講座A	1
童謡・唱歌講座B	1
副科邦楽合奏(箏)Ⅰ	1
副科邦楽合奏(箏)Ⅱ	1
副科邦楽合奏(三絃)Ⅰ	1
副科邦楽合奏(三絃)Ⅱ	1
副科邦楽合奏(尺八)	1
副科邦楽合奏(胡弓)	1
器楽合奏(含 和楽器)Ⅰ	1
器楽合奏(含 和楽器)Ⅱ	1
副科吹奏楽A	1
副科吹奏楽B	1
ステージング表現技法A	1
ステージング表現技法B	1
コーラスワークⅠ	1
コーラスワークⅡ	1
コーラスワークⅢ	1
コーラスワークⅣ	1
ポピュラーソング・ライティング演習Ⅰ	1
ポピュラーソング・ライティング演習Ⅱ	1
ポピュラーソング・ライティング演習Ⅲ	1
ポピュラーソング・ライティング演習Ⅳ	1
教職応用弾き歌いA(コード伴奏法)	1
教職応用弾き歌いB(ポピュラー歌唱法)	1
伴奏特別実習	1
舞台論特別実習	1

(含編曲法)

ピアノAⅠ, AⅡ, AⅢ, AⅣ,
BⅠ, BⅡ, BⅢ, BⅣを履修
する場合は除く。

(含伴奏)

声楽AⅠ, AⅡ, AⅢ, AⅣ,
BⅠ, BⅡ, BⅢ, BⅣを
履修する場合は除く。

演奏論特別実習	1
創作活動特別実習	1
インターシッパ 特別実習	1
社会活動特別実習	1
ミュージカル歌唱法Ⅰ	1
ミュージカル歌唱法Ⅱ	1
ミュージカル歌唱法Ⅲ	1
ミュージカル歌唱法Ⅳ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅰ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅱ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅲ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅳ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅰ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅱ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅲ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅳ	1
リリックライティングⅠa	1
リリックライティングⅠb	1
リリックライティングⅡa	1
リリックライティングⅡb	1
ヴォーカル・パフォーマンスⅠa	1
ヴォーカル・パフォーマンスⅠb	1
ヴォーカル・パフォーマンスⅡa	1
ヴォーカル・パフォーマンスⅡb	1
ホビーユー・インストゥルメント演習Ⅰa	1
ホビーユー・インストゥルメント演習Ⅰb	1
ホビーユー・インストゥルメント演習Ⅱa	1
ホビーユー・インストゥルメント演習Ⅱb	1
ミュージックプロダクションⅠa	1
ミュージックプロダクションⅠb	1
ミュージックプロダクションⅡa	1
ミュージックプロダクションⅡb	1
イヤートレーニングA	1
イヤートレーニングB	1
ショーケース・プロジェクトA	1
ショーケース・プロジェクトB	1
ホビーユーヒーロー演習Ⅰ	1
ホビーユーヒーロー演習Ⅱ	1
バンド・パフォーマンスⅠa	1
バンド・パフォーマンスⅠb	1
バンド・パフォーマンスⅡa	1
バンド・パフォーマンスⅡb	1
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅠ	1
エレクトロニック・ミュージック・プロダクションⅡ	1
ミュージック・エン지니어リングⅠ	1
ミュージック・エン지니어リングⅡ	1
音響基礎演習Ⅰ	2
照明基礎演習	2
音楽エンターテインメント総合演習Ⅰ	1
音楽エンターテインメント総合演習Ⅱ	1
声楽AⅠ	3
声楽AⅡ	3
ピアノAⅠ	3
ピアノAⅡ	3
管楽器AⅠ	3

(含伴奏法)

管楽器 A II	3	
弦楽器 A I	3	
弦楽器 A II	3	
打楽器 A I	3	
打楽器 A II	3	
クラシックギター・レッスン A I	3	
クラシックギター・レッスン A II	3	
マントリン・レッスン A I	3	1年次で6単位修得とする。
マントリン・レッスン A II	3	
邦楽楽器 A I	3	
邦楽楽器 A II	3	
ジャズ・レッスン A I	3	
ジャズ・レッスン A II	3	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン A I	2	
シンガーソングライティング 演習 I	1	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン A II	2	
シンガーソングライティング 演習 II	1	
ポピュラー・ウオーカル・レッスン A I	3	
ポピュラー・ウオーカル・レッスン A II	3	
ポピュラー・インストゥルメント・レッスン A I	3	
ポピュラー・インストゥルメント・レッスン A II	3	
ミュージカル・ウオーカル・レッスン A I	3	
ミュージカル・ウオーカル・レッスン A II	3	
音響照明概論 B I	2	
音響照明概論 B II	2	
声楽 B I	2	
声楽 B II	2	
ピアノ B I	2	(含伴奏法)
ピアノ B II	2	
管楽器 B I	2	
管楽器 B II	2	
弦楽器 B I	2	
弦楽器 B II	2	
打楽器 B I	2	
打楽器 B II	2	
クラシックギター B I	2	
クラシックギター B II	2	1年次で4単位修得とする。
マントリン B I	2	
マントリン B II	2	
邦楽楽器 B I	2	
邦楽楽器 B II	2	
ジャズ B I	2	
ジャズ B II	2	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン B I	2	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン B II	2	
ポピュラー・ウオーカル B I	2	
ポピュラー・ウオーカル B II	2	
ポピュラー・インストゥルメント B I	2	
ポピュラー・インストゥルメント B II	2	
ミュージカル B I	2	
ミュージカル B II	2	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン C I	2	
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン C II	2	
ポピュラー・ウオーカル C I	2	

ポピュラー・ウオーカルC II	2
ポピュラー・インストゥルメントC I	2
ポピュラー・インストゥルメントC II	2
ミュージカルC I	2
ミュージカルC II	2
吹奏楽 I	1
吹奏楽 II	1
吹奏楽 III	1
吹奏楽 IV	1
オーケストラ I	1
オーケストラ II	1
オーケストラ III	1
オーケストラ IV	1
コンサートP A 演習 I	2
コンサートP A 演習 II	2
音楽エンターテインメント総合演習 III	1
音楽エンターテインメント総合演習 IV	1
声楽 A III	3
声楽 A IV	3
ピアノ A III	3
ピアノ A IV	3
管楽器 A III	3
管楽器 A IV	3
弦楽器 A III	3
弦楽器 A IV	3
打楽器 A III	3
打楽器 A IV	3
クラシックギター・レッスン A III	3
クラシックギター・レッスン A IV	3
マントリン・レッスン A III	3
マントリン・レッスン A IV	3
邦楽楽器 A III	3
邦楽楽器 A IV	3
ジャズ・レッスン A III	3
ジャズ・レッスン A IV	3
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン A III	2
シンガーソングライティング 演習 III	1
シンガーソングライター・ブレイク・レッスン A IV	2
シンガーソングライティング 演習 IV	1
ポピュラー・ウオーカル・レッスン A III	3
ポピュラー・ウオーカル・レッスン A IV	3
ポピュラー・インストゥルメント・レッスン A III	3
ポピュラー・インストゥルメント・レッスン A IV	3
ミュージカル・ウオーカル・レッスン A III	3
ミュージカル・ウオーカル・レッスン A IV	3
音響照明概論 B III	2
音響照明概論 B IV	2
声楽 B III	2
声楽 B IV	2
ピアノ B III	2
ピアノ B IV	2
管楽器 B III	2
管楽器 B IV	2
弦楽器 B III	2

2年次で6単位修得とする。

弦楽器 B IV	2
打楽器 B III	2
打楽器 B IV	2
クラシックギター B III	2
クラシックギター B IV	2
マントリン B III	2
マントリン B IV	2
邦楽楽器 B III	2
邦楽楽器 B IV	2
ジャズ B III	2
ジャズ B IV	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン B III	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン B IV	2
ポピュラー・ウオーカル B III	2
ポピュラー・ウオーカル B IV	2
ポピュラー・インストゥルメント B III	2
ポピュラー・インストゥルメント B IV	2
ミュージカル B III	2
ミュージカル B IV	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン C III	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスン C IV	2
ポピュラー・ウオーカル C III	2
ポピュラー・ウオーカル C IV	2
ポピュラー・インストゥルメント C III	2
ポピュラー・インストゥルメント C IV	2
ミュージカル C III	2
ミュージカル C IV	2
吹奏楽 V	1
吹奏楽 VI	1
吹奏楽 VII	1
吹奏楽 VIII	1
オーケストラ V	1
オーケストラ VI	1
オーケストラ VII	1
オーケストラ VIII	1
ライブ照明演習	2
音響基礎演習 II	2
コンサート照明演習 I	2
コンサート照明演習 II	2
ライブ総合演習 I	1
ライブ総合演習 II	1
音楽著作権 I	2
音楽著作権 II	2
オーディオコンテンツ制作演習 I	1
オーディオコンテンツ制作演習 II	1
映像制作技術演習 I	1
映像制作技術演習 II	1
レコーディング演習	2
日本の A & R 史	2
世界の A & R 史	2
音響照明イノベーション演習 I	1
音響照明イノベーション演習 II	1
資格対策講座	2
イタリア歌曲基礎演習 A	1

2年次で4単位修得とする。

イタリア歌曲基礎演習 B	1
日本歌曲基礎演習	1
ドイツ歌曲基礎演習	1
ヴォーカル・アンサンブル A	1
ヴォーカル・アンサンブル B	1
演技演習 A I	1
演技演習 B I	1
演技演習 A II	1
演技演習 B II	1
専門合奏 I	1
専門合奏 II	1
専門合奏 III	1
専門合奏 IV	1
邦楽合奏 I a	1
邦楽合奏 I b	1
邦楽合奏 II a	1
邦楽合奏 II b	1
邦楽合奏 III a	1
邦楽合奏 III b	1
邦楽合奏 IV a	1
邦楽合奏 IV b	1
ピアノ音楽研究 I	2
ピアノ音楽研究 II	2
ピアノ音楽研究 III	2
ピアノ音楽研究 IV	2
ピアノ基礎演習 I	1
ピアノ基礎演習 II	1
ピアノ演奏法	1
ピアノ即興演奏法 I	1
ピアノ即興演奏法 II	1
ピアノ指導法	2
ピアノ・アンサンブル	1
専門合奏 V	1
専門合奏 VI	1
専門合奏 VII	1
専門合奏 VIII	1
クラシックギター基礎演習 A I	1
クラシックギター基礎演習 A II	1
クラシックギター基礎演習 B I	1
クラシックギター基礎演習 B II	1
マンダリン基礎演習 A I	1
マンダリン基礎演習 A II	1
マンダリン基礎演習 B I	1
マンダリン基礎演習 B II	1
邦楽探訪	2
ミュージカル演技演習 I	1
ミュージカル演技演習 II	1
ミュージカル演技演習 III	1
ミュージカル演技演習 IV	1
ミュージカル総合演習 I	1
ミュージカル総合演習 II	1
ミュージカル総合演習 III	1
ミュージカル総合演習 IV	1
ミュージカル総合演習 V	1

ミュージカル総合演習Ⅵ		1
ミュージカル総合演習Ⅶ		1
ミュージカル総合演習Ⅷ		1
ミュージカル創作演習AⅠ		1
ミュージカル創作演習AⅡ		1
ミュージカル創作演習BⅠ		1
ミュージカル創作演習BⅡ		1
台本読解演習Ⅰ		1
台本読解演習Ⅱ		1
実践演技体系Ⅰ		1
実践演技体系Ⅱ		1
ジャズ・セオリーⅠ		1
ジャズ・セオリーⅡ		1
ジャズ・アンサンブルAⅠ		1
ジャズ・アンサンブルAⅡ		1
ジャズ・アンサンブルAⅢ		1
ジャズ・アンサンブルAⅣ		1
ジャズ・アンサンブルBⅠ		1
ジャズ・アンサンブルBⅡ		1
ジャズ・アンサンブルBⅢ		1
ジャズ・アンサンブルBⅣ		1
ジャズ・アンサンブルCⅠ		1
ジャズ・アンサンブルCⅡ		1
ジャズ・アンサンブルCⅢ		1
ジャズ・アンサンブルCⅣ		1
ジャズ・インプロヴィゼーションⅠ		1
ジャズ・インプロヴィゼーションⅡ		1
ジャズ・インプロヴィゼーションⅢ		1
ジャズ・インプロヴィゼーションⅣ		1
ダンス演習Ⅰ		1
ダンス演習Ⅱ		1
ダンス演習Ⅲ		1
ダンス演習Ⅳ		1
卒業制作		2
卒業演奏		2
卒業研究		2
計	0	575

別表第Ⅱ(第30条(2)関係) 教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等

学部 学科 の名称	学科 目の 名称	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備 考
音 楽 科	指 導 科 法 の	音楽科指導法Ⅰ	2		
		音楽科指導法Ⅱ		1	
		計	2	1	2単位修得
	的 教 育 の 基 礎 に 関 連 す る 科 目	教職入門	1		
		教育学概論	2		
		教育心理学	2		
		特別支援教育概論	1		
		教育課程論	2		
	8				
	び の 道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 連 す る 科 目	道徳教育指導論	2		
総合的な学習の時間の指導法		1			
特別活動の指導法		1			
教育方法論 (ICT活用含む)		2			
生徒指導と教育相談		2			
進路指導・キャリア教育		2			
10					
す 践 教 育 に 関 連 す る 科 目	教育実習の指導	1			
	教育実習	4			
	教職実践演習 (中)	2			
	計	7		7	
	計	25		25単位修得	
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	音楽科教育法 (歌唱)			2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、4単位以上を修得
	音楽科教育法 (鑑賞)			2	
	音楽科教育法 (創作)			2	
	教育学特論			2	
	青年心理学			2	
	計		0	10	
	計		27	11	

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論、教育心理学は卒業要件単位に算入する。

別表第三－(1) (第40条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料の金額

＜全コース（音響照明コースを除く）＞

	金 額	摘 要
授 業 料	1,210,000円	年額（各年度適用）
施 設 費	650,000円	年額（各年度適用）
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額（各年度適用）
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額（各年度適用）
入 学 検 定 料	35,000円	

〔注記〕長期履修学生制度の授業料、施設費は別に定める。

＜音響照明コース＞

	金 額	摘 要
授 業 料	1,100,000円	年額（各年度適用）
施 設 費	500,000円	年額（各年度適用）
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額（各年度適用）
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額（各年度適用）
入 学 検 定 料	35,000円	

別表第IV－(1) (第52条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料	講 義・演 習・実 習	10,000円
	実 技	1科目に付 10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円
	実 技	1単位に付 80,000円

別表第IV－(2) (第52条関係) 聴講生の納付金

出 願 料	10,000円	
聴 講 料	講 義	1単位に付 15,000円
	演 習	1単位に付 30,000円
	実 習	1単位に付 30,000円